

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成 2 7 年度 第 1 回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		市民生活部 人権推進室 人権推進課 (内線 2 4 1 3)		
開催日時		平成 2 7 年 9 月 1 日 (火) 1 9 時 ~ 2 1 時		
開催場所		川西市役所 4 階 庁議室		
出席者	委員	大崎 淳正 委員 川口 徹悟 委員 後藤 弘行 委員 後藤 善史 委員 高上馬 悦代 委員 佐々木 良子 委員 信田 修次 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾 亜希子 委員 和田 聡子 委員 (欠席)黒田 美智 委員		
	その他			
	事務局	市民生活部長 大屋敷 信彦 人権推進室長 沼 達也 人権推進課長 松山 幸江 同主査 山下 昌伸 こども未来部 子育て・家庭支援課長 釜本 雅之 (指定管理者)男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 同マネージャー 藤森 啓子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	2 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		* 辞令交付 * 市長あいさつ * 委員紹介 議題 1 正・副会長の選出 議題 2 「川西市男女共同参画審議会会議公開制度運用要綱」及び 「川西市男女共同参画審議会の会議公開に係る傍聴要領」について 議題 3 平成 2 6 年度川西市男女共同参画プランの進捗状況について 議題 4 平成 2 7 年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて 庁内推進体制について 男女共同参画推進事業について 男女共同参画センター事業について 議題 5 その他 川西市男女共同参画推進条例・条例解説について (仮称)女性カレッジについて		
会議結果		別紙のとおり		

審 議 経 過

辞令交付（五十音順）

市長あいさつ

委員紹介・事務局紹介

正・副会長選出（会長 高島進子さん、副会長 和田聡子さん）

正・副会長あいさつ

【事務局】ありがとうございました。それでは、ここで大塩市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。

（市長退席）

【事務局】それでは、ここからは高島会長に進行をお願いしたいと思います。

【会長】それでは、議事を資料の順番にそって審議していきたいと思います。議題2の『川西市男女共同参画審議会会議公開制度』運用要綱及び傍聴要領について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】資料1の運用要綱をご覧くださいませでしょうか。川西市男女共同参画審議会会議公開制度運用要綱の第3条、市民生活部人権推進室人権推進課（以下「事務局」という。）とございますが、この4月に男女共同参画の担当所管がこども家庭部こども家庭室こども・若者政策課から市民生活部人権推進室人権推進課に変わりましたので、運用要綱につきましても改正をさせていただいております。

それでは、資料2をご覧くださいませでしょうか。こちらは川西市男女共同参画審議会の会議公開に係る傍聴要領でございます。川西市参画と協働のまちづくり条例に基づき、従前の審議会でも会議公開とさせていただいておりましたが、引き続き、会議公開をさせていただくということです。以上で説明を終わります。

【会長】ありがとうございました。今の説明についてご質問はありますか。

（質問なし）

【会長】それでは、続きまして、協議事項の3「平成26年度川西市男女共同参画プラン進捗状況について」を議題とします。資料3「第3次川西市男女共同参画プラン進捗状況調査報告書【平成26年度】」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】平成25年3月に策定いたしました、第3次男女共同参画プランの平成26年度の進捗状況調査の報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

第3次プランは基本理念に基づき基本目標が6つ、基本課題は全部で16あり、それぞれの課題ごとに具体的施策があります。この具体的施策は111ありますが、複数所管にまたがるものも多くあるため、各所管からの回答項目数は全部で257あります。報告書の最初のページをご覧ください。

初めに自己評価の数字について説明いたします。まず、1が第3次男女共同参画プランの趣旨にそった事業展開ができた。2は、事業展開がある程度できた。3aは、事業展開ができなかったが、次年度以降は実現可能。3bは、事業展開ができなかった。今後も実現は相当困難。4は、いずれにも該当しない、その他となっております。

一つひとつの項目につきましては、時間の関係上、説明は控えさせていただき、全体的な評価をさせていただきます。自己評価が1の事業展開ができた2のある程度できた項目は、231で全体の約90%を占めており、計画の趣旨にそった事業展開が概ねできているかと思えます。

続きまして、33ページをご覧ください。第3次プランには、評価指標が全部で33項目あり、各項目左から計画策定時・平成26年度実績・目標の順となっております。男女共同参画に関する市民意識調査に基づく指標につきましては、平成26年度は実施しておりませんので、斜線をしております。

4番目の男女混合名簿の実施校数については、従来からの課題でありましたが、平成26年度から23校全校で実施していただいております。

今後も引き続き、具体的施策の推進及び目標値の達成に向けて、関係所管と連携を図りながら、第3次男女共同参画プランの取り組みを進めてまいります。説明は以上でございます。

【会長】何か、ご質問、ご意見等がございますか。資料が届くのが遅かったので、委員の皆さんは目を通されていないかもしれませんが...

【事務局】本当に申し訳ございません。今年度から事務局が人権推進課の担当になり、進捗状況を整理するのに時間がかかり、皆さま方のお手元にお届けするのに、時間がかかってしまいました。

【会長】仕方がなかったと思います。また、次回にでもお気づきになったことがあれば、お聞きしたいと思いますが、お気づきの点、ご意見等、何かございますか。

【委員】少しご説明いただきたいのが、最初のページに進捗自己評価の5段階がありますよね。自己評価1の事業展開ができた2のある程度できた項目を合わせると90%ということですが、3bと4について、4はその他となっております。その理由を説明していただきたいのですが。

【事務局】昨年度もそうだったのですが、3bと4につきましては、2つずつ残っております。どちらも同じ所管でそのまま年度を越して進捗していなかったという状況があります。4につきましては、皆さまのお手元の12ページの長寿・介護保険課の所管部分で、介護の負担が特に女性に集中することがないように、意識啓発を図りますなどという具体的施策がその他という結果になっております。また、もう1つは、人権推進課の所管部分のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの相談体制を充実しますという具体的施策が、人権推進課では、特にこれらに限定した相談体制を取っていないから、ということでその他という回答になっております。今年度から人権推進課が男女共同参画の担当をしますので、この取り組みについては、変わってくるかとも思っております。3bにつきましても2つ残っています。どの部分で取り組みにくいのかをヒヤリング等をさせていただき、できるだけ対処させていただきたいと考えております。

【委員】これだけ膨大な資料ですけれど、余りにも説明が、我々も読み込みが足りないという部分もあるかと思いますが、実際にその事業を手掛けて内容的にも深まって、どういう政策が広がってるか、そういうところがないと、ただやっているだけでは市民に対して成果が上がっているのかどうかまた別の話だと思うのでその辺りもすこし切り込みをしていただければと感じます。

【事務局】昨年度も同じようなご意見をいただいております。事務局で進捗状況の整理をさせていただいた時もこの1と2の違いは、何だろうかと思うようなところもありました。もし、よろしかったら次回の審議会でも議題にあげさせていただいて、委員の皆さまからご意見をいただけたらと思います。

【会長】それでは、この議題につきましては、引き続き、協議をすることによってよろしいでしょうか。次の議題に移らせていただきます。協議事項4「平成27年度川西市男女共同参画プランの取り組みに

ついて」を議題とします。(庁内推進体制について 男女共同参画推進事業について 男女共同参画センター業務について、まとめて)事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは、平成27年度川西市男女共同参画プランの取り組みについて、資料にしたがいましてご説明申し上げます。まず、資料4をご覧ください。平成27年度男女共同参画における庁内推進体制の資料です。

平成15年度に男女共同参画プランがスタートしてから、庁内の推進体制として、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に、男女共同参画プランの効果的な推進を図ってまいりました。平成25年度からスタートした第3次川西市男女共同参画プランにおきましても、引き続き、大塩市長を本部長として、特別職、部長級職員等で構成する男女共同参画推進本部を設置しております。

また、その下部組織といたしまして、市民生活部長を幹事長に、関連所管及び各部庶務担当の課長級職員等で構成される男女共同参画推進本部幹事会を設置しております。

推進本部会議の役割は、緊急かつ重要な施策の目標及び方針を明確にし、下部組織である幹事会に対し、重要施策の推進状況の確認及び問題点や課題の提唱を行い、その他男女共同参画職員研修会の実施や、その他重要事項についても検討を行います。また、男女共同参画審議会からの助言を受け、方針決定を行うこととしています。

幹事会では、推進本部の方針決定を受け、重要施策に関連する所管の幹事等で構成される重点施策推進部会を設置するなど、庁内における男女共同参画施策の推進を図ってまいります。

資料5と資料6につきましては、推進本部員の名簿、幹事会幹事の名簿を参考までに掲載させていただいております。

次に、重点施策推進部会につきましてご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

重点施策推進部会として、「市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進」を行なう「審議会女性委員登用促進部会」を設置しております。

次に「男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実」を行なう「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会」を設置しております。

そして3番目として、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を行なう「女性に対する暴力対策部会」を設置して、取り組みを進めてまいります。

続きまして、平成27年度の男女共同参画推進事業についてご説明申し上げます。資料8 - をご覧いただけますでしょうか。

一つ目の、27年度の男女共同参画施策推進体制についてですが、男女共同参画審議会につきましては、今年度3回の開催を予定しております。

また、男女共同参画推進本部会及び男女共同参画推進本部幹事会につきましては、本審議会終了後に、平成27年度の推進方針について決定するためにそれぞれ開催する予定です。

二つ目の、男女共同参画プランの推進についてですが、まず、審議会女性委員登用促進部会につきましては、昨年度に引き続き、目標達成に向けて、審議会事務局へ認識の強化を行なっていきたいと思っております。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会につきましては、職員の意識向上を図るため、全職員を対象にした研修会を実施します。また、市内事業者や市民等を対象に仕事と生活の調和を推進するための研修会を昨年度に引き続き開催する予定です。女性に対する暴力対策部会につきましては、子育て・家庭支援課が担当しておりますが、DV被害者支援ネットワーク会議を開催しますとともに、市職員、教職員、民生・児童委員、社会福祉協議会職員等を対象にDV等虐待関連機関担当員研修会を実施します。

次の第3次男女共同参画プランの進捗状況調査の実施については、先程、説明させていただいたとおりです。(裏をめぐっていただきまして)「広報かわにし」男女共同参画特集号につきましては、11月号に「男女共同参画推進条例」についての周知を図るための概要版のような記事を掲載する予定です。

次に、男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金事業につきましては、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて活動している、または、活動しようとしている市

民グループが行なう啓発活動、調査研究などの事業を支援するものです。

今年度は、6月に2団体の募集をかけましたところ、3団体の応募がありました。

6月19日に高島会長に選考委員長をお願いしまして、選考プレゼンテーションを実施し、厳正な審査を行っていただきました結果、次の2団体に助成を行うこととなりました。

事業名「ママたちがつくるイベント『ファミリーハロウィーン ブーケ 2015』」のグループ名 NPO法人育ちあいサポートブーケさんで、このグループは、親子や親子を取り巻く地域住民の方に対しての交流や学びを提供する事業を実施されており、今回は子育て世代に人気の「ハロウィンイベント」で子育て家庭はもとより、地域の多世代多様な方々の参加を呼びかけ、子育て支援に関心を持ってもらい男女共同参画についての理解を深めてもらうための事業として実施されます。

もう一つは、事業名「リケジョ（理系女子）を増やそう！」のグループ名ちびっこエジソンさんですが、このグループは、科学に興味のある親子が集まってサークル活動をされており、子育てに参加しにくい父親が参加できる事業も実施されておりますが、今回は女の子が興味を持ちそうな科学実験や、算数的な考え方の立体折り紙を使ったイベントを開催し、小学生が理科の面白さを体感し、科学を身近に感じ、理系に進む女子を増やすきっかけになる事業を実施されます。

また、人材育成事業につきましては、市民と行政が協働で男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として男女共同参画市民企画員の募集を実施しております。6月に8人程度ということで募集しましたところ、最初は、応募者が少なかったのですが、最終的には、7人の応募がありました。8月25日に第1回目の会議を行い、これから講演会等の企画をしていただく予定です。

また、次は子育て・家庭支援課が担当しておりますが、DV被害者支援に向けた法律相談等についても実施していこうと考えております。

（仮称）女性カレッジの実施に向けての検討、男女共同参画推進条例の周知等啓発も行う予定です。

資料8 - につきましては、今、説明させていただきました本年度の男女共同参画推進事業のおおよそのスケジュールです。

以上で、平成27年度 男女共同参画推進事業の説明を終わらせていただきます。

続いて、男女共同参画センター事業につきましては、三井センター長の方からご説明させていただきます。

【事務局】引き続きまして、男女共同参画センターからご報告させていただきます。平成26年度につきましては、お手元に配布させていただきました事業概要が一番くわしく書いておりますので、ご清覧いただき、ご意見をいただけましたらと思います。

平成27年度の事業につきましては、少し小さな字になっていますが、資料9を見ながらご説明させていただきます。

男女共同参画センターは、市民活動センターと併設されております。この資料の最初の分野のすぐ下にアとあります、市民活動と男女参画共同に関する講座等の開設の下に市活、市民活動の略ですが、参画と協働のまちづくりの推進の部分については、市民活動事業になりますので、今回は割愛させていただきます。その真ん中下ぐらいに、男女と書きまして、男女共同参画についての理解の促進とあります。ここから簡単にご説明をさせていただきます。私どものセンターは、指定管理第2期の今2年目で、平成25年度にできました男女共同参画プランをすべての事業の中に反映させたいということで、左側の欄はプランにある項目を入れ込み、真ん中の欄にその具体的施策が書かれているところを入れ込みながら、できるだけその内容が網羅できるような事業を考えていこうということで、右欄から三つめの欄に具体的な講座の案を書いております。今年度の8月までは、終わりましたので、実施済みのものもございます。

これから実施予定のものをいくつかご説明させていただきたいと思っております。下から4つめの枠にあります「セクシャル・マイノリティ」に関する啓発講座です。センターでは、セクマイなどの資料は置いてきましたが、講座への取り組みはできていなかったもので、今年度は、総合センターのセクシャル・マ

イノリティのご相談などと連携させていただきながら、その当事者の方のお話を座談会のような形でお聞きしながら、セクシャル・マイノリティへの理解の裾野を広げるような講座として実施したいと思っております。

そのちょっと下になりますが、国際情勢への理解促進と暴力の撤廃に関する講座「いま紛争地帯の女性たちは」として、玉本英子さんを講師にお招きし、7月17日に講座を実施いたしました。世界の中での女性のあり方に目を向けながら、今の私たちの生活を振りかえり、できることを考えていくということで、かなり内容が充実した講座を実施することができました。

その下になりますが、川西市男女共同参画推進条例ができあがってきましたので、そのお披露目を兼ねた講座をセンターとしても実施していきたいと考えております。

それから、次のページにいきまして、左の項目でいいますと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の項目になります。その欄の二つ目のあたりに、再就職・再就労・起業支援講座として、再就職・再就労というのは、本当にハードルが高くて厳しい部分もあるんですが、現在、川西市内ではこういうサポートをいろいろやってきまして、自分の得意技を活かしたような起業をされる方が非常に増えてきています。そのサポート的な講座を引き続き重点的にやっていきたいというふうに考えております。

それから市の施策でも重点に上がっていましたが、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座、これも育児中の方を対象にしながら、まだここに講師名は書いていませんが、父親の立場でワーク・ライフ・バランスの活動等をしていらっしゃる方を講師に想定しながら現在、調整を進めていこうとしています。

それからそのすぐ下にあります「どうする?遠距離介護」。これはかねてからできないかなあとずっと思っているのですが、なんせお話しを聴いてみたい講師の方が東京在住でいらっしゃるのです、こちらの方にいらっしゃる機会をつかまえ、いつか実施したいと思いつつ、まだ、未定になっております。

それから一番下の方になりますが、配偶者等からのあらゆる暴力(DV)その他さまざまな暴力の根絶の項目になりますが、毎年ですね、出張講座として商工会の商工会館をお借りしたり、あるいは総合センターに伺ったりしながら、男女共同参画センターにお越しいただくだけでなく、地域の方に入り込ませていただきながら啓発活動を行っております。今年もそういう形で二つほど出張講座を考えております。一つはデートDVを、もう一つはパワハラ、マタハラ、総合的なモラルハラスメントから起こってくるような、いろんなハラスメントに関しての啓発を、今年も引き続き行っていきたいと思っております。

3ページ以降は、市民活動センター、男女共同参画センターの両センターに関わることとなりまして、イからウ、最後はケまでいろいろとありますが、本年度も今までと変わらず、事業を実施しているところです。特に注力していることは、高島先生にも励ましていただいたんですが、私どもセンターは、利用者の方と一緒にセンターを盛り立て、そして、事業も考えていきたいというふうに思っておりますし、利用者の方が自ら自治していく利用者自治ということに力を入れております。そのことでボランティアのまき込みもできて新しい事業も始まっておりますし、今年は卓逸すべき事業としてセンターの利用の仕方も稼働が上がってきてまして、いままでのルール、内規ではちょっとご不便をおかけする部分もありますので、特に音のする活動については部屋の利用の制限がでてきているので、かなり有名なファシリテーターの方をお招きしながらワークショップで自分たちのセンターのルールづくりをまたチャレンジしていきたいというふうに思っております。以上、簡略ですけれどもセンターからのご報告させていただきます。

【会長】ありがとうございました。第7期目の審議会に初めて出られた方は資料とどうやって照らし合わせながら話を聴くか、ちょっと精一杯かもしれないですね。またお話しを聴かれてお宅にそれぞれ帰られてからもう一度資料を読みながらしてくださってもいいかと思いますが、ただいまの説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

【委員】センターの前に進捗のほうへの質問よろしいですか。重点施策の推進一覧ということで基本目

標の についての詳細記述があるんですけども、 と についてはどうということになっているんですか。

【事務局】そうですね。元々この第3次男女共同参画プランを作成して、その時にこの三つだけの部会の方を先に重点的にやっていきましょうよというふうな形でさせていただきまして、その結果をもってして3年目、この平成27年度は3年目になるんですけども、基本目標の女性のエンパワーメントの推進ということで審議会の女性委員の登用促進部会にはなるんですけども、こちらの方も30%を目標にしているんですけども、その30%がまだまだ目標達成ができていないという状況で、これを来年度、今年度も重点施策の部分で挙げていかないといけないかなというふうなところの部分とワーク・ライフ・バランスの推進につきましても、まだまだ周知のワークライフバランスという言葉すら、ちょっと認知されていないという状況がございましたりとかしますので、その辺のところも考え合わせまして、6つのプランの中には目標はあるんですけども、やはりこれが第3次の時から取り上げて、またこれができてしまえば次の重点施策というふうな形でやっていけばいいのかなというふうに思うんですけども、これがまだまだできていない状況にあるので、平成27年度もこの重点施策の部会として取り上げていくというふうな状況でございます。

【委員】わかります。基本目標の というのが男女共同参画についての理解の促進ですので、一番裾野を広くしておかないといけないところですね。それから重点施策というこの形で進めておられるというのも理解するんですけども、毎回進まない状況のままであれば基本目標がまんべんなく推進していくような施策の展開というのが必要じゃないかと思うんですけど

【事務局】そうですね。その辺のところにつきましても、今年度の4月1日から人権推進課のほうが所管とさせていただいておりますので、まあその辺のところも今の委員のご意見を参考にしながら、今後そういうふうな形でやはり3つの目標がございますので、そういうふうな審議会の方でもお声が多ければそういう形で新たな部分で取り上げていくのも一つの方法かなというふうには考えております。

【委員】あと一つなんですけども、新しい委員さんにはこの冊子は届いていますか。

【事務局】はい、第3次プランと意識調査結果の冊子につきましては、皆様にお渡しさせていただいております。

【会長】推進体制の中の本部会なり幹事会に女性が一人でも二人でも入られたことになったんでしょうか。平成27年の

【事務局】部長級を対象とする推進本部会には、女性職員はまだ入っておりません。ただ、課長職を対象としております幹事会には、昨年度より女性職員の人数が増えたように思います。女性職員も徐々に登用されてきておりますが、なかなか一足飛びにはいかない部分もございます。

【会長】初めての方でも、別にこれまでの議題にそぐわなくても何か今日、出席されまして、今この場で思っいらっしゃることとか考えられたことがありましたらどうぞお願いいたします。

【委員】私は依然から委員なんですけれども、一つ三井さんに質問させていただきたいんですが、資料9の3ページの下の方に男女のところ、女性のための相談と書かれているわけですけど、この事に関しましてはセンターの事業というだけではなくて市役所としての取り組みとしても、男性に対する支援とか相談窓口はどうなってるんだと前から言うようになってたと思うんですけど、そこで質問なんですけれども、男性からの相談はこの中で受けつけられたことが過去にあったかどうかということと男性

のための取り組みはどの程度されているのかなということです。

【事務局】男性の方から男性の相談ができるかというようなことが全くないわけではないです。年に1回くらいあったかどうかくらいですが、センターではですね、男性のための相談まではまだ手がまわっておりません。ですが今、兵庫県の県立男女共同参画センターの方でかなり男性のための相談の充実が図られていまして、その電話番号を控えています。それから大阪の方でもですね、官民両方で数か所、男性のための相談枠が持ってらっしゃる所がありまして、そういう所の連絡先を常に私達は手元に携えて、全く何もできませんではなくて「そういう所を一度ご利用になってみてください。」ということで、ご紹介をしているのが実態です。今後どうするかということですが、常時男性のための相談をできるだけの今その体制はちょっと難しいですが、年間の講座の中で一度そういう取り組みをできないかなとは考えています。たとえばそういう所に、来られた方々で自助グループ的に立ち上げをしてそのサポートをしていくというようなことは不可能ではない、というふうに今のところは考えております。

【委員】ちょっとそれに関連してなんですけれども、資料3の第3次川西市男女共同参画プランの12ページ、先ほども少し説明があったかと思うんですけど4がついてる項目ですね、長寿・介護保険課のものでなんですけど、例えばそのこちらの事業展開ができなかった理由に介護技術講習については個別性が高いため実施しておらず、今後も開催予定なしというふうに書いてありますね。こういうふうなことを何とかして講習の機会等を増やすことによって、女性も介護からある程度救われますし、男性も自信をもって介護に臨めるということもあるのでしょうかから、何らかの形で長寿・介護保険課が啓発という意味とあと悩み等を共有し合うというそういうふうな場と捉えて取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。今後もこれ開催予定なしと言ってしまつてそこで投げているような感じもしますので、ですので市役所の方とかセンターの方でも何か取り組みがなされたらなと思います。因みにご参考までに本学でも去年、一昨年くらいから「介護技術を学びましょう」ということで専門の先生が講習をされていまして結構ニーズがあるみたいで、繰り返し今実施されているんですね。そうしますと女性だけでなく男性も行きやすい部分もありますし理解も進むかと思しますので是非聞いていただけたらと思います。

【会長】三井さんいかがですか。

【事務局】ありがとうございます。先ほどのプランの進捗状況の西尾先生がおっしゃったそのすぐ上の欄が私もセンターからの報告なんですけれども、『介護等への男性参加を促すために、介護中の方々が気軽に集えるような「場」ができればいいなと思ひまして、男性介護者の集いの場「ほっこり庵」をやってらっしゃる方で西山良孝さんをお招きして、去年度講座をやってみました。それでチョッとほっこりしながら今後集えるような場づくりに繋がればいいなと思ったんですけど、実際介護中の方はなかなか出て来れない事実があるんだなということを講座を実施して感じました。でも今アドバイスをいただいているみたいに、別の課との連携の中で、どういう時間帯、どういう曜日あるいはどんなニーズに対してこちら側から情報を発信すれば来ていただきやすいか。ということは一度たとえばお話を伺いながら、また再チャレンジをしていくことは可能かなというふうに思ひました。

【委員】簡単なリーフレットというか冊子を出すとかそういうことはどうなんだろうかね。西宮市の男女共同参画センターでよく簡単なリーフレットを出しておられるんですけど、例えばデートDVに関してだとか、すごく情報が凝縮されてて、さっと取っていきやすいという部分もあるので、来てもらえないんだったら持って帰ってもらうことも有かなと思うんです。

【事務局】多分それとこれがこの進捗の中に入った時には、やはり長寿・介護保険課の方でも地域包括支援センターを抱えておりますので、多分その辺の職員の意識啓発的な部分も含めての女性だけが介護

をというようなことではなくてというふうな意味合いでここに入ってきたのかなというふうに思ったりもしますので、またその辺の部分も長寿・介護保険課の方に呼びかけていって、できるだけそういう性別役割分担意識の中での介護における位置付け的な部分の啓発的な部分も含めてというふうな形での話っているんですか、声をかけていきたいなと考えていますので、こういうふうな回答が返ってきて今の段階でこちらの方もそれをすぐにシャットアウトするという形にできませんでしたので、審議会の委員の皆様からそういうふうなお声もいただいておりますので、一度また長寿・介護保険課の方にもお声かけの方をさせていただいて、ご相談っているんですか、話し合いを重ねていただけたらなというふうに思っておりますので、またその辺のところご報告させていただけたらなというふうに思います。

【委員】三井センター長にお伺いしたいのが、事業概要の19ページ 相談件数っていうので、内容詳細別というので解りやすくまとめていただいているんですが、ぱっと見て、夫の暴力DVが29と多いんですが 他の項目で見て子どもっていうのが結構多いんですね。というのも、ちょっと気になったのが私弁護士をしております、最近DVっていったら配偶者間の暴力なんですけども、結構親子間の問題が非常に難しいんで、実はその離婚とかいう手段があるわけでもないんで、おそらく対応に関しては夫婦間以上に難しい。いわゆる財産管理に関してビックリするような事件も今やっています。お子さんが何千万というお金を使いこんで暴力を振るっていたというようなことが珍しくないというふうに言っているかどうかは、ちょっと私極端な事例に接する仕事をしているのであるんですが難しいんですね。親族、直系の親族同士だと実は窃盗罪も成立しない。ものすごく難しい分野なんですけど基本その夫婦間のDVの知識のある相談員であれば、結構重なる部分もあるんですね。で質問としては子どもっていうことの相談に暴力的なことの相談もあるのか。それと先ほどの質問にも重なるんですが、この場合女性(だけ)のための相談というよりも男性も相談したい場合もあるだろうと、皆さんも新聞記事でお父さん刺しちやったっていうみたいなことを最近よく見ますよね。もっといってしまうと4という評価になっていた人権推進課の窓口っていうのが結局のところそういう事案のときに男女共同参画センターに相談に行こうかって思う人はあんまりいなかったりするんですね。ただ市役所なんかかしてくれないかなと思う人もいると、地域の包括で扱えるかって言われると特に高齢者の親じゃない場合もあるでしょう。で色々な意味で色々なところの連携が必要で、根っこの所は話がとびすぎてしまうんですけど、前の審議会で2年間結局のところ男女の問題は個の問題だと、個の尊重の問題だとセクシャル・マイノリティとかも含めて、で家族っていうのは非常にどう考えるか難しい、人によって答えは色々なので押しつけもいけないのは分かるんですが本当に悲惨な殺人事件が起こっているのとかを見ると、どこかやはり相談先っていうところをこれから特に人権推進課どういうふうにされるのかなという興味も含めて、すいません。質問が長くて、どういう相談が現実に男女共同参画センターの方にきているのかなと、子どもの暴力みたいな相談もあるのかなと。その辺あの事業概要ってところでやっぱり子ども多いなあって正直思って拝見しながら見ていました。

【事務局】はい。男女共同参画センターでの女性のための相談っていうのは、私共は民間なのでかなりちょっと難しい対応といいますが、本当に類型化されたところまでのご相談っていうところまでしか具体的には把握ができていません。ただ非常にこれは連携が必要だとかいう事案についてはですね、専門相談員から細かく報告を受けることはあるんですけど、ここに数字があがっている30っていうのが具体個別にどういうものかっていうのは特にその例えば本庁の方との連携が必要なものでなかった相談内容だったというふうに思います。今、子育て家庭支援課さんの方で対外的には課名は出ていないんですけどもDVにも関わる、子どもさんも関わる案件については相談体制を下さっているんで、そこの電話番号をお伝えするようにしていますので、そちらでお願いしたいと思います。

【子育て支援課】子育て家庭支援課のいわゆるDVっていう部分についてはあくまでも配偶者間での暴力という定義でありまして、実際に子どもさん、年齢も様々ですね、中高生から例えば30代の子どもさん。その方は子どもさんっていういいかわからないんですけど、そういうケースのご相談もう

ちのほうで受けています。今おっしゃっていただいたようにそういう相談については子育て家庭支援課っていうところに、あのね、基本的には子どもさんが18迄なんですね。児童福祉法の18歳までという形になるんですけども、DV配偶者間暴力と家庭内暴力というご相談をいただいております。でそのケースにつきましては、金銭的な部分というのは我々関与できない部分になるんですけども、お母様自身の身の危険を感じる場合、そういう場合でしたら兵庫県の女性センターあちらの方と連携して、お母さんを一時保護するとか、そういうふうな形でのケースとして取扱いさせていただいております。

【事務局】人権推進課の方なんですけれども、人権推進課は基本的に人権と言う名の下でそれを対策をとると言う事になれば子どもであり老人であり障がいである全てにわたってということになってしまいうけです。そういう意味では全てが人権推進課に該当するということにもなってくるかと思えます。ただまあ今、子ども支援課の方でもお話がありました様にDVの問題であるとか子どもに関する問題についてはそれぞれのセクションもちろんもっては来られますし、高齢者についての人権問題についてもっておりますし、障がい者についてもそれぞれもっていると、そういう意味での人権推進課が全てを受けるとそういう事ではなくて、まあその中で必要な部分については必要な所にお伝えするなりご紹介するなり、そのセクションの所で責任を持ってやっていただくということかと思えます。ただまあそこに入らないセクシャル・マイノリティであるとかなどの問題に対しましては、今のところ受け手というところではなかなか相談する部署もないもので、人権推進室の総合センターというところで月1回ですけれどもセクシャル・マイノリティを専門にした相談を設けているという形で対応させていただいていたりということで、なかなか人権という幅広い中で啓発を中心にしながら、やはりその権利侵害に対する救済ということについても各セクションと連携を取りながら進めてまいりたいと思っています。

【会長】それでは時間が大分過ぎたようですので今日は評価のそれぞれの対応の評価、出された評価についての議論とそれから資料に出されているいくつかの問題点を中心に話し合った訳ですけども、初めてここに出られた方達が今こう飛び交った男女共同参画に関わるあるいはジェンダーの問題に関わる言葉がいくつかあるんですけど、その言葉をですね、条例を作った時に言葉の説明書みたいなものを別に作るというお話だったんですけども、事務局のほうで、それがもしかして出来上がっているようでしたらそれを新たに男女共同参画審議会の委員になられた方達にはお配りされているのでしょうか。参考にさせていただけたらいいなと思ったんですが、条例を作ると同時に条例ではお答えできない文言が言葉があるんで...

【事務局】一つは男女共同参画プランの中で使われている言葉についてはご説明させていただいているということと、後でまたご説明させていただきますけども参画推進条例の中で条例そのものはそういう解説はできないんですけども、それに付随した解説文についてはその中で条例で用いる用語については解説していくと、それ以外の分ですということなんじゃないかな。条例で用いている用語以外の部分の男女共同参画に関わるような用語説明というか、そういうことを別に作るということなんじゃないかな。

【会長】いえ、あの条例などでかなり深く議論があってその中で分かりにくいなっていう言葉について別に解説書みたいなものをつくりたいというお話だったので、それがもってきているのであれば新しい委員の方達に配布、それが今お話が何度もしましたけど第3次プランを新しい委員の皆さんに配布されて...

【事務局】しています。

【会長】そうですか。そしたらまあ、それをもう一度次の審議会までに目を通していただきまして、少しずつ早くこの場で議論されているところに入ってご意見を聞かせていただけたらと...今日、発言されなかったかたで是非これだけは聞きたいあるいは言いたいというふうな問題がありましたらご発言お願

いしたいんですけど

【委員】資料が送られて来てから少し目を通したんですけど、一番最初の方に男女共同参画に関する活動のさらなる展開というところなんですけれども昨年度末なんですけれども男女共同参画条例についての議員協議会を開催していただいたんですけども、その時に防災の項目の所で議員の方から資料の7ページ目になりますけれども、危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進というところで防災・災害復興における男女共同参画の推進というところで、女性消防隊員を増やすため女性の入団を促進しますとあるんですけども、これと真逆のことをおっしゃられた議員の方がいらっちゃって、「女性消防員が増えることを危惧します。」みたいなことをおっしゃって私は目が点になったんですけども、どうしてそういう発言がでたのかなというところで一番最初のまあ、色々議員の方は専門分野が細分化されてその方は多分、専門外だったのかなと思っているんですけど、まあ職員の方はもちろん研修とか受けていらっやると思うんですけども改めて男女共同参画の啓発活動の必要性を一市民として感じた次第なんです。

【会長】

ありがとうございました。その他のところ 川西市男女共同参画推進条例・条例解説 女性カレッジ 次回の日程調整について説明をお願いします。

【事務局】川西市男女共同参画推進条例・条例解説ということで資料10に基づいてさせていただきます。参画条例は昨年度からずっと議論していただいて、方針もいただきそれをもとにして条例をしたということでございます。初めての方につきましては、どういうことなのかなと思われるかも分かりませんが、参画を推進するためにそういう基本理念を設けてですね、市の責務であるとか、市民の役割であるとか、事業者の役割であるとかそういった役割をはっきりするというか明らかにすることによって、より施策を推進していけるということのために条例という形にさせていただいたということで、その内容について昨年度、中心になって作っていただいたということでございます。それが去年の3月30日が最後の審議会でその時に条例案らしきものというか、示させていただいて最終的に審議会の方に上程させていただいて議論していただいて7月1日から施行という形になったわけです。その条例化するために3月30日にお示しさせていただいたものと若干変わっている部分もあります。条例文にしていくためにちょっとてにをはという部分がそぐわない部分もあったりしてそこについては変えさせていただいた。そんな大きな変更はございません。順を追って少し変えさせていただいた部分を説明させていただきます。

1 ページ目をお開きいただいて、この中で前文についてはそのままでございますけれども、下の参考の所ですね、お示しさせていただいた文について、これは条例じゃなくて条例の説明文ということでお示した文ですけど、その中で下線が引いてありますように、和暦の部分と合わせて西暦の部分もお示しさせていただいたということで説明文についてはちょっと変更しております。

それから2ページ目でございます。条例について2条、定義ですね。次の(1)から(10)というように掲げる用語となつたんですけど、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に、ここを(1)から(10)と最初お示しさせていただいたと思いますけど、各号に定めるということになりました。それからその中の(7)ドメスティック・バイオレンス 配偶者(配偶者であったものを含む。)又は交際相手等親密な関係にある者 の後にこの括弧を付け足しました。当初これがなかったもので、配偶者(配偶者であった者)という表現をしているのであれば、親密な関係にある者(親密な関係にあった者)も同様に含まれるということでその中で括弧書きで付け加えさせていただいたというところがございます。

大きな変更でいきますと、次の4ページでございます。定義の中の用語の説明のさらに解説のところの(性同一性障害)の表現について、市議会でも色々なご意見がありましたけれども、審議会でも色々なご意見があつて、下の所ですね(性同一性障害)の使用についてという所で審議会のところでも詳し

く説明すればということでも経過も含めてちょっと付け加えさせていただきました。平成26年(2014)年に、公益社団法人日本精神神経学会は、米国精神医学界の『精神疾患の診断・統計の手引き(第5版)』における訳語を「性同一性障害」から「性別違和」に改めました。ここはあの、「性同一性障害」にするのか「性別違和」にするのか議論があったということです。しかし、一般的に現在も「性同一性障害」を診断名として使用していますので、現時点では「性同一性障害」としました。というところで何故「性別違和」ではなく今回は「性同一性障害」にしたのかという説明を加えさせていただきました。

次の5ページでございますけれども、条例についてはいらっておりません。第3条の部分の【解説】の中で基本理念はというところで、基本理念そのものの説明という形で加えさせていただきました。基本理念は、市、市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体が「第4条 市の責務」から「第8条 市民公益活動団体の役割」まで示しているそれぞれの「責務」や「役割」を果たし、男女共同参画を進めていくための基本的な考えです。ということで基本理念そのものの説明を加えさせていただきました。

それから6ページでございます。(市の責務)第4条につきましても、少し市民の方にわかるように【解説】の中に男女共同参画のけん引役である本市の責務を定めています。というところを加えさせていただき、7ページ(市民の役割)第5条におきましても、男女共同参画社会の実現には、市民の意識や自覚による行動が大切であるため、市民の役割を定めています。を加えさせていただきました。(事業者の役割)第6条におきましても、同様に事業者の役割を定めています。というところで説明を加えさせていただきました。

続いて8ページでございます。同様に(市民公益活動団体の役割)というところにおいても地域づくりに重要な役割を担う市民公益団体の役割を定めています。というところで前置をさせていただいております。それから(性別による人権侵害の禁止)第9条の【解説】の所でございますけれども下線のところを付け加えさせていただいて、性別による差別をしてはならないというところを少し解説を追加させていただいております。

9ページでございます。第11条の解説でございます。11条については、男女共同参画推進に関わる基本的な計画の部分であるとか、本日開いております男女共同参画審議会について述べた条でございます。(参考)として参画プランの経過の説明であるとか、審議会はこうこうこういうことに基づいて平成15年2月3日に設置しています。というところを(参考)として付け加えさせていただきました。

10ページでございます。同様に(報告書の作成)12条で男女共同参画に基づく施策の進捗状況の報告ということで、今日もちょっとあげさせていただきました各所管より提出された前年度の進捗状況を公表しておりますよというようなことで(参考)に付け加えさせております。同様に第13条の(調査研究)につきましても調査研究を行うものとするというところの13条の(参考)として平成23年度に実施しました「川西市男女共同参画に関する市民意識調査の結果の報告」を市ホームページで公表していますよというところを

(参考)として付け加えさせていただきました。

12ページでございます。これは今も色々議論されておりました(拠点施設)第20条 男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とする。というところが第20条、その(参考)としてこういった活動を男女共同参画センターは行っていますよというところで、もう少し(参考)として加えさせていただきました。

それから第21条の条例の文ですけども、第3項のところに市長は、前2項に規定する... というところですけども、この以前の分を持っておられないと思いますけども、3月までのところについては市はという形になっていました。市が意見を聴くことができるというのは、11条のところにも同じようなくだりがあるんですけども、市長はという表現になっておまして市が意見を聴くことができるのではなく、市長はということで統一させていただいたというところでございます。それから同じところなんですけれど、その前はですね、必要があると認めるときは(1)及び(2)の規定による申し出に対応するため、になっておりました。それを条例上表現として市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、というようなことで少し言葉を逆転させながら表現をさせていただいたというところが変わったところでございます。一応これを6月29日の議会で承認を得ましてこの条

例は平成27年4月1日から施行するというところでございます。尚この条例及び解説につきましては、この審議会をご承認いただきましたら終了後市ホームページなどで、この条例及び解説について掲載をさせていただき、またあの先ほども説明させていただきましたように広報 男女共同参画特集 11月号において、条例の概要を紹介すると共に男女共同参画についての啓発をしていきたいなというように考えています。以上でございます。

【委員】私はこれでいいと思うんですけれども、ただ解説の部分までは参画条例と合わせてですね、不変的なものという意識で審議会も決めてきた内容です。参考の内容ですけれども確かに議会には非常に参考になって重要であると思うんですけど、ここは時期が経つと陳腐化していく部分も参考についてはあると思いますので、そこはホームページに開設後、またホームページの何年か後にはちょっと古くなった参考は割愛するという形で運用されるのかどうか。解説まで陳腐化していくような状況になりますんで

【事務局】そうですね。条例は当然今言われたように基本的には不変のものということで、解説につきましては当然ながら社会の情勢によったり市の情勢によってはこの中身については当然変わってくると思いますので、その都度変更ということも解説については可能でございますので、それに合わせた形で変更させていただきたいと思います。

【委員】解説とさらに加えた参考の部分では参考の方が先に陳腐化する状況になってますんで、まあ解説も変更可能ですけども、そのあたりしっかり見ていただいて解説が参考に連れられて陳腐化するようなことがどうしてもでてくると思いますので、そのあたりちょっと大切に扱っていただきたいなと思います。

【事務局】わかりました。たとえば市民意識調査を平成23年しましたよと。また来年調査するんですけども、それが終わった時点でまたここが新しく年度が変わってという形で、また(参考)で変更させていただきますんで、ありがとうございます。

【会長】それでは、この条例につきまして何か問題が感じられる箇所をお持ちになった方はできるだけ早く事務局のほうにメールか何かで伝えられてその部分をちょっと手を加えられてこれを決定版を作るということですか。

【事務局】基本的には条例は変わりませんが、解説及び参考のどこについては何かご意見がございましたら、またそこでご説明させていただきながら最終的に決めていきたいと思っておりますけれども、ちょっとずるずるという訳にはやっぱりできるだけ早く市民の方にもお示しさせていただきたいなというふうに思っています。

【会長】期限を今決めて下さればと思います。

【事務局】できましたら9月10日をお願いします。

【会長】意義はありませんか。期限は9月10日までです。

【事務局】それでは、資料11「(仮称)女性カレッジの開設について」をご覧くださいませでしょうか。

この(仮称)女性カレッジは、すべての女性がいきいきと、自分らしく暮らすことができるよう、女性の視点から女性の生き方、働き方などを体系的に学ぶ機会を提供するために平成28年度から開設する予定です。

事務局としましては、資料にもありますように「川西市男女共同参画推進条例」の施行を機に、川西市の男女共同参画施策のさらなる進展と地域活力の向上をめざした「セルフ・エンパワーメントと地域の活性化」をコンセプトにした人材育成講座として平成28年度から開設したいと考えております。

今年度はそのための講演会とワークショップを開催し、「川西市男女共同参画推進条例」の周知と「(仮称)女性カレッジ」の喚起をうながすとともに、市民ニーズの調査を行なう予定です。

審議会の委員の皆様、この(仮称)女性カレッジの名称、対象者等につきましてのご意見をいただければと議題としてあげさせていただきました。以上で説明を終わります。

【会長】ご意見持ってらっしゃる方、私もちょっと疑問だったんですけど...

【委員】女性カレッジっていうなぜ女性限定なのか。ということにやはり私も引っかかっておりまして、私の例で申し上げますと女子大ですので、このようなことってというのは教えたりはしないんですけどやはり学生からの意見としましては、ここに男子学生がいたらもっとこう一方的な女性の視点だけの議論だけじゃなくて男性の意見も聞けたのについていうそのような意見はどうしても出てくるんですね。やはり私自身も男子学生がいたら、もっとこう多様な議論ができたのかなって常に思っていますので、女性に限定する必要がどこまであるのかなというのは疑問に感じています。

【委員】私も西尾先生とまったく同感で、これ見たときにこの審議会の意味と逆行しててびっくりしたんです。ですので私ははっきりいってありえないし、男女と配偶というか、今回、審議会が1名増えて前回よりパワーアップすると思うんですけど、男性の委員の方が少なかったのもちょっと前回バランスとして男性がもうちょっといて下さるほうが男性の意見と男性の啓発とかあって、今回わりと男性の方多いのは逆にまた広がっていくと思いますから、西尾先生も今おっしゃいましたけども、男性の意見が入るということはですね、男性の気づきにもなるという部分ではバランスという意味では女性だけに限定する名前になるとまた男性が来られにくくなるような印象がございますし、むしろ男女共同カレッジとかそういうどちらも入るとかまた違うネーミングとかにされる方が私はいいと思います。以上です。

【会長】条例の施行を機にセルフ・エンパワーメントと地域の活性化をコンセプトにした人材育成講座、一番よくわかると思うんですね。セルフ・エンパワーメントは男性も女性もすべきなんですよ。そして要するに条例を機に市民の役割というものを説明していると思うんですけどこの言葉、そのためには個人個人が力をつけて同時に地域を活性化していく。その担い手としての人材育成講座ですよ。女性カレッジではちょっと、男女共同参画施策のさらなる進展と地域活力の向上をめざした、カレッジという言葉を使うとしたら...ちょっと考えることにいたしましょうか。

【会長】それでは進行を事務局のほうに戻させていただきます。

【事務局】ありがとうございました。本日いただきましたご意見、ご助言等事務局の方で取りまとめいたしまして、次回の男女共同参画の施策の推進に役立てていきたいと思っております。また今ご議論いただきました次回の審議会につきましては、また調整させていただきます、できるだけ早い時期に開かせていただいて、また女性カレッジ、この名称は非常に問題もありますけれどもご検討いただきましてまた次のステップに繋げていきたいなと思っております。最後に本日お車でお越しの委員の皆様には駐車券をご用意いたしておりますのでまた事務局の方にお声かけいただきますようよろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。